

至誠館大学専任教員資格審査基準に関する内規

第1条 専任教員の資格審査は、この内規の定めるところによる。

第2条 専任教員の資格審査に関する教育・研究上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教授 原則として、5年以上（審査時において4年以上）本学の准教授として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上、またはそれに相当する単独執筆の学術著書を1冊以上有する者で、大学運営において十分な貢献があると認められる者。
- (2) 准教授 原則として、3年以上（審査時において2年以上）本学の専任講師として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上、またはそれに相当する単独執筆の学術著書を1冊以上有する者。
- (3) 専任講師 原則として、3年以上（審査時において2年以上）本学の助教として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上を有する者。
- (4) 助教 原則として、3年以上（審査時において2年以上）本学の助手として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上を有する者。

2 研究業績が前項各号の基準を超えて、極めて顕著な者は、「至誠館大学人事委員会」の推薦により第1号の年数を「4年以上（審査時において3年以上）」と読み替えて適用することができる。

3 大学運営等において顕著な活躍のあった者は、「至誠館大学人事委員会」の推薦により第1号の年数を「4年以上（審査時において3年以上）」と読み替えて適用することができる。

4 博士の学位取得者は、昇任年限を1年短縮することができる。

第3条 著書、論文以外の研究業績については、その内容に応じて、学術論文に準じた取扱いをすることができる。

第4条 昇任手続きについては、次のとおりとする。

- ①学長は学部長に、昇任資格の有無について調査を指示する。
- ②学部長は教員の昇任資格者に関わる調査及び資料作成を人事委員会に指示する。
- ③人事委員会は必要に応じ各専攻長及び東京キャンパス長に昇任資格者に関わる調査及び資料作成を指示する。
- ④学部長と人事委員会は提出資料を確認し、昇任候補者の資格審査を行い、大学運営会議に報告する。
- ⑤大学運営会議は、昇任候補者の適・不適を審議し、教授会に報告する。
- ⑥学長は昇任候補者を理事長に推薦する。

附則

この内規は、令和7年6月1日から施行する。

令和2年 2月17日(制定)

令和2年 4月 1日(第1回改正)

令和6年 5月 1日(第2回改正)

令和7年 6月 1日(第3回改正)